

No.10 / 月亏 令和3年6月26日発行



毎年6月23日~29日は、国が定める男女共同参画週間です。

年に一度の週間をきっかけに、身近な男女共同参画、ジェンダーの問題に意識を向けてみましょう。

性別に関わらず「私だから」と言える社会へ

~毎年6/23-29は男女共同参画週間です~

今回、内閣府が初めて「ユース世代(15~20 歳)」 を対象にキャッチフレーズを募集し、今年は次の作品が 選ばれました。

女だから、男だから、ではなく、 私だから、の時代へ。

「**私」**がどう生きていきたいのか。そのことが、あなたの人生にとって、そしてひいては社会にとっても非常に重要です。

社会には男性、女性、子ども、高齢者、外国人、障がい者など様々な人が暮らしています。

人の脳は物事をカテゴリーに分けて考えがちです。 わかりやすく整理される一方で、「男性はこう」「女性 はこう」と、しばしば一括りにして語られることがあ ります。



性別などの属性を基準に物事を考えると、「こうしなければならない」「~して当然」という、決めつけ や息苦しさにつながることもあります。私たち自身が、こうした属性にとらわれることなく、「私」とし て、のびのびと生きていける社会を目指す必要があるのではないでしょうか。

ちょっと立ち止まって!こんな思い込みないですか??

- ●「リーダーは男性(男子)が適している」
- →女性でリーダーに向いている人や、男性で補助的なことが向いている人もいます。得意不得意は 性別では決められません。
- ●「家事や子育ては女性が担うものだ」
- →本来は家庭で話し合い、協力しながら行うものです。「誰の」家事、子どもですか?

男性の育児休業

育児休業(育休)に関する法律が 6月に改正されたのをご存知でしょうか。 育休は女性だけが取得できるわけではありません。

もちろん、男性も取得できるんです。

そして、今回の法改正によって、次のようなことが可能となりました。

- ・男性は生後8週までに最大4週間取得(男性産休)
- ・勤務が1年未満の契約社員やパートタイマーでも取得 この他にも、育休を取得しやすくするための内容が盛 り込まれています。

お子さんをお迎えする方は、「厚生労働省のホームページ」をご覧ください。また、会社の人事担当者に確認してみるといいですね。

今月知っておきたい言葉



ジェンダー主流化

あらゆる分野でジェンダー平等を達成 するため、すべての政策、施策、事業に ついて、ジェンダーの視点を取り込むこ と。

1997年の国連経済社会理事会において定義された。

男女共同参画に関する部署や事業だけがジェンダーに取り組むのではなく、直接は関係なさそうな部署や事業であっても、男女に与える影響は異なるという前提で物事を行うことが非常に重要。

※参考:内閣府男女共同参画局

カムバック!心に残る一冊を紹介します



毎月ご案内している新着図書コーナーですが、今月は、パレア松本に蔵書しているこれまでの本の中から、心に残る本を取り上げました。今回のテーマは「志ある女たち」です。



(中村安希著、フィルムアート社、2016年)

「N女」とはNPO等ソーシャルセクターで働く女性の総称。高学歴・高い職歴・高いスキル等を持ちながら、あえてこうした分野



で働くことになった女性たち。彼女たち10人のインタービューを通して、日本社会の問題、そして私たちの将来の問題をあぶりだします。

この通信は、松本市公式ホームページでも見ることができます

Facebook もやっています!





『緒方貞子 戦争が終わらないこの世界で』 (小山靖史著、NHK出版、2014年)

日本人女性として初めて国連高等難民弁務 官事務所のトップに就任する等、国内外の紛 争・平和協力分野で圧倒的な知名度を誇る緒方 貞子さん。彼女をあらわす単語に「リーダー

シップ」「思いやり」があります。判断の裏側にはどんな 葛藤や思いがあったのか、本 人や周囲の人々の口から語られる内容に引き込まれます。



<編集・発行>

松本市 人権共生課(松本市女性センター)

〒390-0811

松本市中央 1-18-1 Mウイング3階

TEL 0263-39-1105 /FAX 0263-37-1153